

奈井江町交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は町長、副町長及び町長が指名する職員（以下「町長等」）が、町を代表しておこなう外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出に関し、一層の透明化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 交際費は、町政の進展に結びつくことが期待できる場合において、社会通念上妥当と認められる範囲内で、次に掲げる支出区分に基づき、必要最小限度の額を支出するものとする。

会費	会費制により開催される懇親会、祝賀会等の出席に係る経費を支出する。
祝儀等	式典、祝賀会、会議、行事等における祝金、祝花、祝酒、寸志等に係る経費を支出する。但し、原則として町内団体等が毎年継続的に実施している各種総会、大会、行事等については支出しない。
弔慰金等	葬儀における香典、供花等に係る経費を支出する。
記念品等	町政運営に必要な記念品、贈答品、訪問先への土産等、外部との交際及び町のPR活動に必要と認める経費を支出する。
見舞金等	町政功労者又は町政関係者等の本人の病気、入院等の見舞いに際し支出する。
協賛金等	各種団体等が行う活動で趣旨・目的等の公益性が認められるものへの協賛金及び協賛品に係る経費を支出する。
その他	上記に定めるもののほか、外部の個人又は団体との渉外・接遇等に際し町長が特に必要と認める経費について、その都度決定して支出する。

(執行状況の公開)

第3条 この基準に基づく交際費の支出内容については毎月、当月分を翌月末日までに町のホームページにおいて公開するものとする。ただし、その内容が非公開情報（奈井江町公文書公開条例（平成9年条例第42条）第6条の非公開情報をいう。）に該当するものであるときは、当該該当する部分は公表しない。

(その他)

第4条 この基準の定めるもののほか、交際費の支出に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。